平成２２年（フ）第３７１号
沖縄県浦添市宮城４丁目18番16―404号　タイセイマンション
債務者　比嘉　義廣
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１４号
沖縄県那覇市寄宮１丁目25番９号　コーポ順202
債務者　瀬島　明子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４５号
沖縄県浦添市宮城２丁目36番１―101号　ファミール仲西Ⅱ
債務者　内尾　研二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５７号
北海道苫小牧市新開町１丁目16番10号
債務者　青木　里香
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２８５号
北海道苫小牧市拓勇西町７丁目７番地の26　ｅハウスⅡ101号
債務者　石田　友美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５６１号
岩手県岩手郡雫石町八卦４番地８　中村アパート６号
債務者　高木　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５号
岩手県花巻市野田326番地８　テラスハウスハルヤマＡ―３
債務者　平山　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９０号
岩手県北上市村崎野16―206―15、住民票上の住所宮城県仙台市若林区河原町１丁目６番８―301号
債務者　砂野　冬樹
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５４号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉寿町34番地
債務者　中澤　貴弘
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１０１号
宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番13番地41
債務者　御代祐美子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
秋田県潟上市天王字二田114番地
債務者　小野　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４１号
秋田市手形字中谷地58番地１　ストークマンションしたむら108号
債務者　鈴木　久美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
栃木県真岡市熊倉町4955番地９
債務者　髙橋建窓こと　髙橋　泰夫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第２４号
栃木県真岡市熊倉町4955番地９
債務者　髙橋　利江
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第２７９号
長野県松本市高宮中４番32号
債務者　羽生　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９９号
長野県松本市征矢野２丁目６番８号
債務者　小沢　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３００号
長野県松本市征矢野２丁目６番８号
債務者　小沢　雅世
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０６号
長野県松本市芳野13番Ｂ―506号
債務者　白子　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２５３号
大阪府守口市藤田町４丁目41番17号
債務者　貝野　真理
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部